

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和元年6月3日（令和元年（行情）諮問第51号）

答申日：令和元年9月18日（令和元年度（行情）答申第204号）

事件名：「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」等の対外想定問
答に該当する文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる本件請求文書1及び本件請求文書2（以下、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求につき、別紙の2（1）に掲げる文書1ないし文書10（以下、併せて「本件対象文書1」という。）及び別紙の2（2）に掲げる文書11（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した各決定については、別紙の3に掲げる文書を特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年2月4日付け閣安保第48号及び同第49号により、内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った各開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

テーマの重要性を鑑みると、特定された文書が少ないと思われる。他にも文書が存在していないか確認を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件請求文書1及び本件請求文書2の行政文書開示請求に対して、処分庁において、法9条1項に基づき原処分を行ったところ、審査請求人から、「他にも文書が存在するものと思われる。」旨の審査請求が提起されたものである。

2 原処分の妥当性について

本件審査請求を受け、処分庁において行政文書の特定を再度実施したが、本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかったとのことであり、原処分において本件対象文書を適正に特定していると認められるところである。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、「テーマの重要性を鑑みると、特定された文書が少ないと思われる。他にも文書が存在していないか確認を求めるものである。」旨主張している。

しかしながら、上記2のとおり、処分庁において行政文書の特定を再度実施したが、原処分で特定した以外に本件請求文書に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

4 結語

以上のとおり、本件開示請求につき、法9条1項に基づき行った本件対象文書の開示決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年6月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年7月18日 審議
- ④ 同年9月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の2(1)に掲げる10文書(本件対象文書1)及び同(2)に掲げる1文書(本件対象文書2)である。

審査請求人は、本件請求文書1の開示請求に対して本件対象文書1を特定し、開示した原処分1及び本件請求文書2の開示請求に対して本件対象文書2を特定し、開示した原処分2のそれぞれにつき文書の再特定を求めており、諮問庁は、原処分1及び原処分2をいずれも妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書1に係る「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱(平成30年12月18日 国家安全保障会議決定 閣議決定)」(以下「防衛大綱」という。)とは、「国家安全保障戦略について(平成25年12月17日国家安全保障会議決定)」を踏まえ、各種防衛装備品の取得や自衛隊の運用体制の確立等は中長期的見通しに立って行うことが必要との観点から、我が国の防衛の基本方針、防衛力の役割、自衛隊の具体的な体制の目標水準等を示すものとして、策定したものである。

処分庁は、本件請求文書1につき、別紙の2(1)に掲げる文書1ないし文書10(本件対象文書1)を特定し、原処分1を行った。

文書 1 ないし文書 7 は、防衛大綱に係る国会での質疑に際して、また、文書 8 ないし文書 10 は、防衛大綱に係る報道や記者会見対応に際して、それぞれ作成、取得した文書である。

イ 本件請求文書 2 に係る「中期防衛力整備計画（平成 31 年度～平成 35 年度）（平成 30 年 12 月 18 日 国家安全保障会議決定 閣議決定）」（以下「中期防」という。）とは、防衛大綱に定めた我が国が保有すべき防衛力の水準を踏まえ、5 年間を対象とした、主要装備品の整備数量と経費の総額を定めたものである。

処分庁では、本件請求文書 2 につき、別紙の 2（2）に掲げる文書 11（本件対象文書 2）を特定し、原処分 2 を行った。

文書 11 は、内閣官房長官の記者会見に際して作成した文書である。

なお、中期防は防衛大綱を踏まえ策定されたものであり、いずれも同日付けで国家安全保障会議において審議、決定し、引き続き開催された閣議において決定されたことから、本件対象文書 1 のうち文書 10 と本件対象文書 2 に当たる文書 11 は同一の想定問答を特定している。

ウ 本件各開示決定後、処分庁が、別件開示請求において文書を特定する過程において、別紙の 3（1）及び（2）アないしウに掲げる文書が本件請求文書として特定の対象となり得ることが明らかとなり、当該文書は本件請求文書 1 及び本件請求文書 2 にそれぞれ該当するものと認められるとのことであった。

（2）当審査会において、諮問庁から上記（1）ウの説明に係る別紙の 3（1）及び（2）アないしウに掲げる文書の提示を受けて確認したところ、当該文書は、いずれも本件請求文書に該当するものと認められる。

（3）上記（1）イにおいて、諮問庁は、中期防は防衛大綱を踏まえ作成されたものであり、いずれも同日付けで国家安全保障会議において審議、決定し、引き続き開催された閣議において決定されたことから、原処分 1 に係る本件対象文書 1 のうち文書 10 と原処分 2 に係る本件対象文書 2 に当たる文書 11 は同一の想定問答を特定していると説明するが、当審査会において、本件諮問書に添付されている本件対象文書を確認したところ、本件対象文書 1 のうち、文書 2、文書 5、文書 6、文書 8 及び文書 9 にも中期防に係る記載が含まれていることが認められる。

ア この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

文書 2、文書 5、文書 6、文書 8 及び文書 9 における中期防に係る記載は、いずれも中期防そのものに関する説明ではなく、防衛大綱に関する説明に付随して中期防に触れているにすぎないことから、処分庁は、当該各文書は、いずれも本件請求文書 2 に該当しないと

判断した。

イ しかしながら、上記アに掲げる各文書は、いずれも防衛大綱及び中期防の双方に係る想定問答であると認められるため、当該各文書は本件請求文書2に該当するといわざるを得ない。

(4) したがって、内閣官房国家安全保障局においては、本件対象文書の外に開示請求の対象として別紙の3(1)及び(2)アないしウに掲げる文書を保有していると認められるほか、別紙の3(2)エに掲げる文書については、本件請求文書2に該当する文書であると認められるので、これらを新たに特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件各開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した各決定については、内閣官房国家安全保障局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、これらを新たに特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書 1

「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」（2018年12月18日 国家安全保障会議決定 閣議決定）の対外想定問答に該当するもの全て。

(2) 本件請求文書 2

「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）について」（2018年12月18日 国家安全保障会議決定 閣議決定）の対外想定問答に該当するもの全て。

2 本件対象文書

(1) 本件対象文書 1

文書 1	国会答弁書（平成30年1月25日） 塚耕平議員 総理問 6（2）	参議院本会議	大
文書 2	国会答弁書（平成30年1月26日） 村祥史議員 総理問 3	参議院本会議	松
文書 3	国会答弁書（平成30年1月31日） 宇都隆史議員 総理問 2	参議院予算委員会	
文書 4	国会答弁書（平成30年1月31日） 宇都隆史議員 総理問 3	参議院予算委員会	
文書 5	国会答弁書（平成30年3月8日） 三木亨議員 総理問 2	参議院予算委員会	
文書 6	国会答弁書（平成30年11月16日） 委員会 渡辺周議員 政府参考人問 9	衆議院安全保障	
文書 7	国会答弁書（平成30年12月6日） 委員会 白眞勲議員 政府参考人問 2	参議院外交防衛委	
文書 8	想定問答①		
文書 9	想定問答②		
文書 10	想定問答③		

(2) 本件対象文書 2

文書 11 想定問答

3 新たに特定すべき文書

(1) 本件請求文書 1 に係る文書

ア 平成30年1月9日の内閣官房長官記者会見に際して作成した想定問答

イ 平成30年1月22日の第196回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説に際して作成した想定問答

ウ 平成30年1月31日の参議院予算委員会での質疑に際して作成した答弁案

(2) 本件請求文書2に係る文書

ア 平成30年1月9日の内閣官房長官記者会見に際して作成した想定問答

イ 平成30年1月22日の第196回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説に際して作成した想定問答

ウ 平成30年1月31日の参議院予算委員会での質疑に際して作成した答弁案

エ 本件対象文書1のうち、文書2、文書5、文書6、文書8及び文書9